

一般社団法人 日本森林学会

2014(平成 26)年 定時総会

日 時:2014年3月26日(水)16:00~18:30

場 所:東京大学弥生キャンパス農学部3号館4F 教員会議室

議 事

第1号議案:2013年度事業報告の承認

第2号議案:2013年度決算報告の承認

第3号議案:定款の改正

第4号議案:日本森林学会選挙規則の改正

第5号議案:日本森林学会表彰規則の改正

第6号議案:新役員の選任

報告事項1:2013年度監事監査報告

報告事項2:2014年度事業計画の報告

報告事項3:2014年度予算の報告

報告事項4:内規の改正と制定

報告事項5:新役員体制の報告

報告事項6:第126回日本森林学会大会の開催

一般社団法人日本森林学会 代議員一覧

(任期:2012年定時総会終結時～2014年定時総会終結時)

地区	氏名	所属	地区	氏名	所属
北海道	北村 系子	森林総研北海道	中部	板谷 明美	三重大
北海道	渋谷 正人	北海道大	中部	木佐貫 博光	三重大
北海道	徳田 佐和子	道立総合研究機構	中部	蔵治 光一郎	東京大
北海道	中村 太士	北海道大	中部	竹中 千里	名古屋大
北海道	森本 淳子	北海道大	中部	戸丸 信弘	名古屋大
東北	小山 浩正	山形大	中部	肘井 直樹	名古屋大
東北	柴田 銃江	森林総研東北	中部	横井 秀一	岐阜森林文化アカデミー
東北	橋本 良二	岩手大	関西	井鷲 裕司	京都大
東北	松木 佐和子	岩手大	関西	石田 厚	京都大
関東	井出 雄二	東京大	関西	奥 敬一	森林総研関西
関東	井上 真	東京大	関西	坂野上 なお	京都大
関東	井上 真理子	森林総研多摩	関西	壇浦 正子	京都大
関東	大河内 勇	森林総研	関西	鳥居 厚志	森林総研関西
関東	太田 祐子	森林総研	関西	平山 貴美子	京都府立大
関東	鎌田 直人	東京大	関西	山本 伸幸	森林総研関西
関東	小島 克己	東京大	関西	山本 福壽	鳥取大
関東	駒木 貴彰	森林総研	九州	伊藤 哲	宮崎大
関東	篠原 健司	森林総研	九州	榎木 勉	九州大
関東	白石 則彦	東京大	九州	藤掛 一郎	宮崎大
関東	丹下 健	東京大	九州	溝上 展也	九州大
関東	土屋 俊幸	農工大	九州	吉田 茂二郎	九州大
関東	津村 義彦	森林総研			
関東	戸田 浩人	農工大			
関東	則定 真利子	東京大			
関東	正木 隆	森林総研			
関東	吉丸 博志	森林総研多摩			

※氏名は地区別に五十音順

< 定時総会次第 >

開会の辞 (小島克己 総務理事)

1. 会長挨拶 (井出雄二 会長)

2. 議長選出

3. 議事

総会資料掲載頁数

(1) 第 1 号議案: 2013 年度事業報告(案) (小島克己 総務理事)	1
(2) 第 2 号議案: 2013 年度決算報告(案) (正木隆 会計理事)	5
収支計算書	5
貸借対照表	7
正味財産増減計算書	8
財務諸表に対する注記	10
財産目録	11
(3) 第 3 号議案: 定款の改正 (小島克己 総務理事)	12
(4) 第 4 号議案: 日本森林学会選挙規則の改正 (小島克己 総務理事)	14
(5) 第 5 号議案: 日本森林学会表彰規則の改正 (小島克己 総務理事)	16
(6) 第 6 号議案: 新役員を選任 (小島克己 選挙管理委員会委員長)	18
(7) 報告事項 1: 2013 年度監事監査報告 (白石則彦 監事)	19
(8) 報告事項 2: 2014 年度事業計画報告 (小島克己 総務理事)	20
(9) 報告事項 3: 2014 年度予算報告 (正木隆 会計理事)	22
(10) 報告事項 4: 内規の改正と制定 (小島克己 総務理事)	23
(11) 報告事項 5: 新役員体制の報告 (小島克己 総務理事)	
(12) 報告事項 6: 第 126 回日本森林学会大会の開催	
閉会の辞(小島克己 総務理事)	

【第1号議案】

一般社団法人日本森林学会 2013（平成25）年度事業報告（案）

- (1)「日本森林学会誌(日林誌)」の発行:2013年4月(第95巻第2号),6月(同3号),8月(同4号),10月(同5号),12月(同6号)および2014年2月(第96巻第1号)の年6回発行し,科学技術振興機構のJ-STAGEで公開した。特集「森林環境教育の歩みと実践研究」を含めて,論文28編,短報6編,総説4編,その他3編を掲載し,総計283ページになった。ページ数は昨年度に比べて3%減であった。第96巻第1号から表紙写真を変更した。
- (2)「Journal of Forest Research (JFR)」の発行:2013年4月(Vol. 18 No. 2),6月(No. 3),8月(No. 4),10月(No. 5),12月(No.6)および2014年2月(Vol. 19 No. 1)の年6回発行した。Original Article 58編,Review 2編,Short Communication 8編を掲載した。総ページ数は620ページと昨年度に比べて23%増加したが,これは主にVol. 19の予定総ページ数のうちNo. 1の比率を増やしたことによるものであり,ページ数の純増は多くはない。電子版の周知を図るため,メールマガジンを用いて会員に発行を知らせるとともに,日林誌と学会ウェブサイトで発表論文の日本語書誌情報を掲載した。インパクトファクターは2011年の0.767から2012年の0.838に上昇した。5年インパクトファクターは2011年の0.989から2012年の1.077へと若干上昇した。
- (3)「森林科学」の発行:2013年6月(68号),10月(69号)および2014年2月(70号)の年3回発行した。特集「ヨーロッパ林業の最前線 ～組織・制度に焦点をあてて～」「ササのユニークな生態とその管理・利用」「美しい日本の桜を未来に伝える－系統保全の現状と新展開－」をはじめ,シリーズ「森めぐり」「現場の要請を受けての研究」「うごく森」「森をはかる」等の話題を総計133ページ掲載した。また,国際生物多様性の日記念シンポジウム「森の生きものと水とのつながり」(2013年5月22日)、日本生物教育会大会(2013年8月6日)にて宣伝ブースを設置し,購読者層の拡大に努めた。
- (4)「日本森林学会メールマガジン」の発行:第32号(2013年3月)～第43号(2014年2月)を発行した。
- (5)ウェブサイトの更新:ウェブサイト更新を随時行い,最新情報を掲載した。大会や表彰をはじめとする各種の学会情報を会員に発信するとともに,学会刊行物などの学会活動について随時発信・広報した。大会参加・発表申込みおよび学術講演集のオンライン入稿を支援した。その他,研究集会・シンポジウムや公募等の関連情報を提供・広報した。
- (6)第124回日本森林学会大会の開催:東北森林科学会の推薦に基づき,岩手県盛岡市(岩手大学)で開催した(2013年3月25～28日;大会運営委員長:澤口勇雄会員,岩手大学)。部門別口頭発表169件,ポスター発表407件,テーマ別シンポジウム24テーマ265件,懇親会参加者255名だった。公開シンポジウム「東日本大震災後の森林・林業の復興に向けて」を開催した。大会の開催に伴い,「第124回日本森林学会学術講演集」を発行した。
- (7)第125回日本森林学会大会の開催準備:埼玉県さいたま市(大宮ソニックシティ)での開催を準備した(2014年3月26～30日;大会運営委員長:酒井秀夫会員,東京大学)。2013年4月18日に大会運営委員会引継会議を実施した。部門別口頭発表185件,ポスター発表473件,テーマ別シンポジウム19テーマ187件,高校生ポスター発表30題を予定している。
- (8)第126回日本森林学会大会の開催準備:第126回大会の開催にあたって,北方森林学会の推薦に基づき,大会開催機関を北海道大学とし,大会運営委員長(丸谷知己会員,北海道大学)を委嘱し,大会運営委員会を設置した。同大会は2015年3月26～29日に札幌市(北海道大学)において開催される予定である。
- (9)第127回日本森林学会大会の開催準備:第127回大会は関東森林学会の推薦に基づき,大会開催機関を日本大学とし,藤沢市(日本大学)で開催することを決定した。
- (10)日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への学会推薦:日本森林学会賞は,呉炳雲会員(東京大学)

の「Structural and functional interactions between extraradical mycelia of ectomycorrhizal *Pisolithus* isolates」, 正木隆会員(森林総合研究所)の「広葉樹の天然更新完了基準に関する一考察 — 苗場山ブナ天然更新試験地のデータから —」に, 日本森林学会奨励賞は, 鶴川信会員(鹿児島大学)の「Vertical patterns of fine root biomass, morphology and nitrogen concentration in a subalpine fir-wave forest」, 直江将司会員(森林総合研究所)の「Seasonal difference in the effects of fragmentation on seed dispersal by birds in Japanese temperate forests」, 森口喜成会員(新潟大学)の「The construction of a high-density linkage map for identifying SNP markers that are tightly linked to a nuclear-recessive major gene for male sterility in *Cryptomeria japonica* D. Don.」に, 日本森林学会学生奨励賞は, 境優会員(東京農工大学)の「Indirect effects of excessive deer browsing through understory vegetation on stream insect assemblages」, 高木悦郎会員(筑波大学)の「A seed parasitoid wasp prevents berries from changing their colour, reducing their attractiveness to frugivorous birds」, 牧田直樹会員(森林総合研究所)の「Patterns of root respiration rates and morphological traits in 13 tree species in a tropical forest」に, 日本森林学会功績賞は, 佐藤孝夫会員(北海道立総合研究機構)の「『北海道樹木図鑑』などの刊行および樹木の増殖・植栽技術に関する研究・普及指導への功績」に授与することを決定した。また, Journal of Forest Research 論文賞は, JFR 論文賞選考委員会が選考し, 理事会で審議した結果, 同誌 18 巻 1 号に掲載の「Kensuke Onodera, Sawako Tokuda, Tomoyuki Abe, Akiko Nagasaka: Occurrence probabilities of tree cavities classified by entrance width and internal dimensions in hardwood forests in Hokkaido, Japan」に, 日本森林学会誌論文賞は, 日林誌論文賞選考委員会が選考し, 理事会で審議した結果, 同誌 95 巻 3 号に掲載の木村恵・中村千賀・林部直樹・小山泰弘・津村義彦「戸隠神社奥社社叢林に生育するスギの遺伝的多様性と遺伝的特性」に, 第 124 回日本森林学会大会学生ポスター賞は, ポスター賞選考委員会で選考し, 理事会で審議した結果, 16 名の学生会員に授与することを決定した。また, 日本農学進歩賞について会員からの推薦を受け付け, 理事会で本学会推薦業績を決定した。推薦した小池伸介会員が第 12 回日本農学進歩賞を受賞した。

(11) **学会活動の活性化**: ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動, および連携学会・他学会・外部機関との連携強化を通じて, 学会活動の活性化に努めた。また, 理事会において, 中等教育等との連携推進, 社会連携推進, 学術大会の運営改善, 表彰事業のありかた等について議論し, 関連する定款・規則・内規の改正について検討した。

(12) **社会への広報活動**: ウェブサイトのトップページ, 英文ページを改定し, ウェブサイトによる学会活動の国際発信力の強化に努めた。

(13) **男女共同参画の取り組み**: 第 124 回日本森林学会大会において, 日本木材学会との共同開催の男女共同関連企画として, ランチョン・ミーティング「研究者家族のさまざまなカタチ」を開催した。男女共同参画学協会連絡会の活動(運営委員会, 第 11 回男女共同参画学協会連絡会シンポジウム, 第 3 回大規模アンケート解析 WG)に参加した。IUFRO 小規模林業部会およびジェンダー部会のジョイント国際研究集会において, 森林学会における男女共同参画の実態に関するポスター報告を行った(2013 年 9 月, 九州大学)。また, 同内容を和訳したものを第 11 回男女共同参画学協会連絡会シンポジウムにおいてポスター発表した(2013 年 10 月, 東洋大学)。

(14) **JABEE(日本技術者教育認定機構)への協力**: JAFEE(森林・自然環境技術者教育会)通常総会への出席, JABEE の各種委員会および JAFEE の運営委員会・分野審査委員会に委員を出し, 活動・運営に協力した。また, JAFEE における CPD(技術者継続教育)の教材として森林科学を提供した。森林・林業技術者教育を行っている大学の学科・コースの動向について情報を整理し, JABEE 等の検討材料とした。林業再生のための人材育成体系の検討に参画した。

(15) **他学会との連携**: 各連携学会(北方森林学会, 東北森林科学会, 関東森林学会, 中部森林学会, 応用森林学会, 九州森林学会)大会を共催し, 会長, 副会長が各連携学会大会に, 連携学会長が第 446 回理事会に出席するなど, 連携学会との交流に努めた。「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に基づき, 日本木材学会との交流体制を継続するとともに, 第 124 回日本森林学会大会(岩手大学:2013 年 3 月)では, 同時期・同場所にて行われた日本木材学会大会と, 大会参加費の一本化, 男女共同参画企画の共同開催, 合同シンポジウム

「これからの木材利用と森林施業—木質資源のカスケード利用を目指して—」の実施等による連携を行った。また、日本木材学会・土木学会とともに「木材の利用拡大に関する横断的研究会」を運営し、提言「土木分野における木材利用の拡大へ向けて」を発売した。また、運営委員・評議員の派遣等を通じて日本農学会の運営に協力した。

(16) 学術シンポジウム等の開催・広報:第 126 回日本森林学会大会(北海道大学)に向けて、大会運営委員会にてテーマの検討を行い、国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」への応募準備を進めた。また、以下に示す 5 件の学術シンポジウム等の共催、後援、協賛、広報、その他 17 件の学術シンポジウム等の広報を通して、国内における学術活動に協力した。

1. 土木学会、土木における木材の利用拡大に関する横断的研究会「第 4 回木材利用シンポジウム」(2013 年 3 月)の共催・広報
2. 土木学会、土木における木材の利用拡大に関する横断的研究会「第 12 回木材利用研究発表会」(2013 年 8 月)の後援
3. (社)日本流体力学学会「日本流体力学学会 年会 2013」(2013 年 9 月)の協賛・広報
4. 森林総合研究所 REDD 研究開発センター第 2 回公開セミナー「REDD プラスと持続可能な森林経営」(2014 年 2 月)の後援・広報
5. 岩手県大槌町主催シンポジウム「大槌からはじめる三陸再生と森林資源の活用」(2014 年 2 月)の後援・広報

(17) 国際学術交流の推進:7 件の国際学術研究活動・集会の広報を行い、国際学術交流に貢献した。IUSS(国際土壌学連合)の次期役員選挙に協力した。

(18) 日本学術会議等への協力・連携:日本学術会議会員の候補者に関する情報提供、日本学術会議主催のシンポジウム開催に関する会員への情報提供など、日本学術会議の活動に協力した。

(19) 各種補助金の申請:JFR 刊行の補助のため申請していた 2013 年度科学研究費補助金研究成果公開促進費の「国際情報発信強化(B)」は不採択だった。2014 年度科学研究費補助金の同種目に応募した。シンポジウム「九州における次世代の森づくり」(2013 年 11 月)の助成のため申請していた 2013 年度科学研究費補助金研究成果公開促進費「研究成果公开发表(B)」は不採択だった。同種目に 2014 年度に開催される東北森林科学会企画のシンポジウムへの助成を申請した。2014 年 3 月に第 125 回大会で開催する予定の国際シンポジウム「森林と人類の未来」の資金助成については、2013 年度国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」に申請し採択された。

(20) 他機関等の賞、奨励金、助成金、公募等の広報および候補の推薦:第 4 回(平成 25 年度)日本学術振興会育志賞に 1 名を学会推薦した。11 件の教員公募、2 件の研究助成の公募、16 件の賞の公募、その他 16 件の公募をウェブサイトおよびメールマガジンで広報した。

(21) 学会運営の改善:各種委員会においてメーリングリストを活用したほか、メール理事会を計 3 回開催し、会議にかかるコストを節約するとともに、議論の内容の充実を図った。また、会費の督促等において会員との連絡に郵送に替えてメールを利用し、通信費を削減した。学会本部に、理事を委員長とするプログラム編成委員会を設置し、ウェブ上での演題登録システムの作成、大会プログラムの編成、学術講演集の作成の業務を、大会運営委員会との連携、協力の下に担当した。また、プログラム編成委員会の下に部門委員会を設置し、大会プログラムの部門別の取りまとめ作業を担当した。

(22) 100 周年記念事業:2014 年 3 月に開催予定の第 125 回日本森林学会大会(100 周年記念大会)において、以下の内容にて記念事業を行うための準備を行った。1)2014 年 3 月 27 日に一般社団法人日本森林学会・公益社団法人国土緑化推進機構主催 日本森林学会 100 周年事業・国際森林デー記念 国際公開シンポジウム「森林と人類の未来」を行う。2)同 28 日に記念式典を第 125 回大会会場で行い、農林水産大臣、埼玉県知事等の来賓挨拶、表彰を行う。3)同 28 日に、男女共同参画関連企画 100 周年記念特別セッションを行う。4)『教養としての森林学』を記念出版する。5)記念式典において林業遺産の認定証の交付を行う。このため林業遺産制度を創設し、初年度の候補の公募を行った。6)記念品としてオリジナル絵はがき等を作成する。7)第 125 回大会会場で 100 周年記念展示を行う。8)特設のウェブサイトを設け、広報、申し込み受付、バナー広告などを実施する。9)協賛企業、賛同企業を募る。

(23)中等教育との連携:第 125 回日本森林学会大会において、高校生のポスター発表を実施するための募集ならびに準備を行った。その結果、全国から 23 校(30 件)の申し込みを得た。また、日本生物教育会大会において、森林学会ブースを設置し、学会活動の広報を行った。

(24)代議員及び理事・監事候補選挙:2014 年 4 月から 2016 年 3 月を任期とする代議員及び理事・監事候補選挙を行った。

(25)一般社団法人としての対応:理事の交代に伴い、理事を修正登記した。

(26)会員の動向(2014 年 3 月 1 日現在):

種 別	内 訳	2014/3/1		2013/3/1
		会員数	前年 3 月 1 日からの増 減	会員数
正会員		2341	122	2219
	国内正会員	1793	▲14	1807
	a)日林誌のみ	1225	7	1218
	b)+JFR	91	▲7	98
	c)+森林科学	216	▲17	233
	d)+両誌	261	3	258
	国内学生会員	525	139	386
	a)日林誌のみ	481	150	331
	b)+JFR	6	▲5	11
	c)+森林科学	17	▲2	19
	d)+両誌	21	▲4	25
	海外在住正会員 ^{注1)}	15	▲5	20
	a)日林誌のみ	14	▲2	16
	b)+JFR		0	
	c)+森林科学		▲1	1
	d)+両誌	1	▲2	3
	海外在住学生会員 ^{注1)}	8	2	6
	a)日林誌のみ	3	2	1
	b)+JFR	5	0	5
	d)+両誌		0	0
機関会員		127	▲5	132
	国内機関	122	▲5	127
	海外機関	5	0	5
賛助会員		42	2	40
合 計		2510	119	2391
	「森林科学」定期購読者	248	▲1	249

注1)在外邦人を含む

【第 2 号議案】

2013（平成 25）年度 決算報告（案）

収支計算書

平成25年3月1日から平成26年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収入	23,943,150	24,714,500	△ 771,350	
1. 事業活動収入	19,564,650	20,453,500	△ 888,850	
個人	17,667,450	18,779,500	△ 1,112,050	
正学	1,897,200	1,674,000	223,200	
準森	622,500	595,000	27,500	
機関	622,500	595,000	27,500	
国助	2,376,000	2,346,000	30,000	
費助	2,286,000	2,346,000	△ 60,000	
費助	90,000	0	90,000	
費助	1,380,000	1,320,000	60,000	
費助	1,380,000	1,320,000	60,000	
費助	5,680,000	6,867,250	△ 1,187,250	
費助	5,210,000	6,265,250	△ 1,055,250	
費助	880,000	428,400	451,600	
費助	0	7,000	△ 7,000	
費助	2,000,000	2,634,250	△ 634,250	
費助	130,000	125,100	4,900	
費助	1,400,000	2,445,500	△ 1,045,500	
費助	400,000	225,000	175,000	
費助	400,000	400,000	0	
費助	470,000	602,000	△ 132,000	
費助	200,000	233,000	△ 33,000	
費助	270,000	249,000	21,000	
費助	0	120,000	△ 120,000	
費助	8,308,000	8,592,117	△ 284,117	
費助	5,296,000	5,645,000	△ 349,000	
費助	1,642,000	1,561,000	81,000	
費助	520,000	520,000	0	
費助	800,000	800,000	0	
費助	50,000	66,117	△ 16,117	
費助	200,000	200,000	0	
費助	200,000	200,000	0	
費助	420,000	638,364	△ 218,364	
費助	20,000	8,482	11,518	
費助	400,000	0	400,000	
費助	0	629,882	△ 629,882	
費助	38,551,150	41,012,231	△ 2,461,081	
2. 事業活動支出	21,221,000	18,820,372	2,400,628	
個人	20,220,000	17,891,324	2,328,676	
正学	15,600,000	14,613,574	986,426	
準森	6,200,000	5,498,518	701,482	
機関	7,000,000	6,931,050	68,950	
国助	2,400,000	2,184,006	215,994	
費助	3,000,000	1,950,180	1,049,820	
費助	300,000	43,900	256,100	
費助	100,000	49,000	51,000	
費助	100,000	18,400	81,600	
費助	600,000	423,750	176,250	
費助	1,800,000	1,335,750	464,250	
費助	100,000	79,380	20,620	
費助	1,620,000	1,327,570	292,430	
費助	1,550,000	1,277,058	272,942	
費助	30,000	21,696	8,304	
費助	20,000	7,977	12,023	
費助	20,000	20,839	△ 839	
費助	15,000	0	15,000	
費助	15,000	0	15,000	
費助	230,000	200,904	29,096	
費助	30,000	52,164	△ 22,164	
費助	200,000	148,740	51,260	
費助	6,000	0	6,000	
費助	6,000	0	6,000	
費助	50,000	38,839	11,161	
費助	50,000	38,839	11,161	
費助	300,000	310,000	△ 10,000	
費助	0	10,000	△ 10,000	
費助	300,000	300,000	0	
費助	400,000	379,305	20,695	
費助	200,000	177,278	22,722	
費助	200,000	202,027	△ 2,027	
費助	8,308,000	7,981,642	326,358	
費助	1,636,000	1,455,693	180,307	
費助	670,000	605,070	64,930	
費助	1,671,400	1,589,984	81,416	
費助	3,918,800	4,025,700	△ 106,900	
費助	411,800	305,195	106,605	

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
管 理 費 支 出	10,790,000	10,327,870	462,130	
人 件 費 支 出	7,500,000	7,531,525	△ 31,525	
給 雑 法 定 福 利 支 出	(5,600,000)	(5,707,037)	(△ 107,037)	
会 議 費 搬 運 費 支 出	(1,100,000)	(965,220)	(△ 134,780)	
旅 通 信 耗 品 費 支 出	600,000	544,420	55,580	
新 諸 開 会 費 支 出	150,000	52,610	97,390	
支 払 借 手 料 支 出	220,000	250,881	△ 30,881	
支 払 借 手 料 支 出	200,000	138,044	61,956	
支 払 借 手 料 支 出	10,000	8,000	2,000	
支 払 借 手 料 支 出	400,000	386,000	14,000	
支 払 借 手 料 支 出	600,000	418,900	181,100	
支 払 借 手 料 支 出	660,000	685,440	△ 25,440	
支 払 借 手 料 支 出	100,000	80,000	20,000	
支 払 借 手 料 支 出	300,000	210,000	90,000	
支 払 借 手 料 支 出	50,000	22,050	27,950	
事 業 活 動 支 出 計 額	40,319,000	37,129,884	3,189,116	
II 投 資 活 動 支 出 計 額	△ 1,767,850	3,882,347	△ 5,650,197	
1. 投 資 活 動 支 出 計 額	0	0	0	
2. 投 資 活 動 支 出 計 額	0	5,809,097	△ 5,809,097	
特 定 資 産 取 得 支 出	(0)	(340,000)	(△ 340,000)	
退 職 給 付 引 当 金 取 得 支 出	(0)	(250,000)	(△ 250,000)	
大 会 開 催 引 当 金 取 得 支 出	(0)	(609,594)	(△ 609,594)	
100 周 年 記 念 業 引 当 金 取 得 支 出	(0)	(4,609,503)	(△ 4,609,503)	
投 資 活 動 支 出 計 額	0	5,809,097	△ 5,809,097	
III 財 務 活 動 支 出 計 額	0	△ 5,809,097	5,809,097	
1. 財 務 活 動 支 出 計 額	0	0	0	
2. 財 務 活 動 支 出 計 額	0	0	0	
IV 予 備 費 支 出 計 額	0	0	0	
当 期 収 支 差 額	△ 1,767,850	△ 1,926,750	158,900	
前 期 繰 越 収 支 差 額	7,031,158	7,031,158	0	
次 期 繰 越 収 支 差 額	5,263,308	5,104,408	158,900	

収支計算書に対する注記

(注) 1. 資金の範囲

資金の範囲には現金・預金・前払金・未収入金・仮払金・未払金・前受金・預り金及び仮受金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	232,920	3,630,887
郵 便 振 替 金	3,450,200	6,925,150
普 通 預 金	14,023,219	6,163,412
大 会 前 払 金	705,265	311,497
未 収 入 金	809,250	3,000
仮 払 金	1,000,000	1,006,140
合 計	20,220,854	18,040,086
未 払 金	3,936,055	189,580
前 受 金	3,378,500	9,747,790
大 会 前 受 金	5,820,000	1,935,500
預 り 金	55,141	56,808
仮 受 金	0	1,006,000
合 計	13,189,696	12,935,678
次 期 繰 越 収 支 差 額	7,031,158	5,104,408

貸借対照表

平成26年2月28日現在

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	3,630,887	232,920	3,397,967
郵便振替	6,925,150	3,450,200	3,474,950
普通預金	6,163,412	14,023,219	△ 7,859,807
大会前払金	311,497	705,265	△ 393,768
未収入金	3,000	809,250	△ 806,250
仮払金	1,006,140	1,000,000	6,140
流動資産合計	18,040,086	20,220,854	△ 2,180,768
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	5,481,032	5,141,032	340,000
特別積立金引当資産	22,499,033	22,499,033	0
名簿刊行積立資産	1,207,164	957,164	250,000
大会開催引当資産	7,987,489	7,377,895	609,594
100周年記念事業引当資産	4,609,503	0	4,609,503
特定資産合計	41,784,221	35,975,124	5,809,097
(2) その他固定資産			
その他固定資産	0	0	0
固定資産合計	41,784,221	35,975,124	5,809,097
資産合計	59,824,307	56,195,978	3,628,329
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	189,580	3,936,055	△ 3,746,475
前大会受金	9,747,790	3,378,500	6,369,290
大会預り金	1,935,500	5,820,000	△ 3,884,500
仮受金	56,808	55,141	1,667
仮受金	1,006,000	0	1,006,000
流動負債合計	12,935,678	13,189,696	△ 254,018
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,481,032	5,141,032	340,000
名簿刊行積立金	1,207,164	957,164	250,000
固定負債合計	6,688,196	6,098,196	590,000
負債合計	19,623,874	19,287,892	840,000
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取寄付金	7,987,489	7,377,895	609,594
指定正味財産合計	7,987,489	7,377,895	609,594
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(7,987,489)	(7,377,895)	(609,594)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(27,108,536)	(22,499,033)	(4,609,503)
正味財産合計	40,200,433	36,908,086	3,292,347
負債及び正味財産合計	59,824,307	56,195,978	3,628,329

正味財産増減計算書

平成25年3月1日から平成26年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取人会費	24,714,500	24,426,500	288,000
個人会費	20,453,500	20,106,000	347,500
正学生会員費	18,779,500	18,339,000	440,500
学生会員費	1,674,000	1,767,000	△ 93,000
準学生会員費	595,000	622,500	△ 27,500
準関係員費	595,000	622,500	△ 27,500
機関費	2,346,000	2,348,000	△ 2,000
国内内外費	2,346,000	2,304,000	42,000
国際費	0	44,000	△ 44,000
助成費	1,320,000	1,350,000	△ 30,000
助成費	1,320,000	1,350,000	△ 30,000
事業収益	6,867,250	5,537,000	1,330,250
印刷物売上	6,265,250	5,207,200	1,058,050
日林誌	428,400	886,250	△ 457,850
JFRBN	7,000	0	7,000
日林誌別刷	2,634,250	1,959,750	674,500
日森林科学売上	125,100	130,200	△ 5,100
JFR超過頁刷	2,445,500	1,404,000	1,041,500
日森林科学別刷	225,000	399,000	△ 174,000
大会学術講演集	400,000	428,000	△ 28,000
広告料	602,000	329,800	272,200
日林誌	233,000	201,800	31,200
日森林科学	249,000	128,000	121,000
その他	120,000	0	120,000
大会開催収益	8,592,117	8,047,739	544,378
大会参加費	5,645,000	5,257,000	388,000
大懇親会費	1,561,000	1,469,000	92,000
広告掲載	520,000	520,000	0
補助金の他	800,000	800,000	0
その他	66,117	1,739	64,378
補助金等収益	200,000	2,100,000	△ 1,900,000
(財)林学会補助金	200,000	200,000	0
学術振興会補助金	0	1,900,000	△ 1,900,000
雑収益	638,195	617,643	20,552
受取利息	7,263	7,434	△ 171
電子図書	0	502,509	△ 502,509
雑収益	630,932	107,700	523,232
経常費用	41,012,062	40,728,882	283,180
(2) 経常費用			
事業費	18,820,372	20,781,784	△ 1,961,412
会誌等刊行費	17,891,324	20,220,548	△ 2,329,224
印刷製本費	14,613,574	15,526,667	△ 913,093
日林誌	5,498,518	5,261,921	236,597
JFR科学	6,931,050	7,840,612	△ 909,562
日森林科学	2,184,006	2,424,134	△ 240,128
編集費	1,950,180	2,752,218	△ 802,038
日林誌編委員	43,900	253,980	△ 210,080
JFR編委員	49,000	34,225	14,775
日森林科学編委員	18,400	13,133	5,267
日林誌編集委託	423,750	539,250	△ 115,500
JFR編集委託	1,335,750	1,832,250	△ 496,500
J-STAGE掲載作業	79,380	79,380	0
発送費	1,327,570	1,941,663	△ 614,093
会誌別刷	1,277,058	1,589,423	△ 312,365
日林誌	21,696	310,241	△ 288,545
日森林科学別刷	7,977	22,301	△ 14,324
大会学術講演集	20,839	19,698	1,141

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
表彰委員会費	200,904	242,174	△ 41,270
表彰状・盾費	52,164	76,574	△ 24,410
男女共同参画費	148,740	165,600	△ 16,860
生活活動費	38,839	19,062	19,777
学術振興費	38,839	19,062	19,777
学術振興費	310,000	300,000	10,000
雑費	10,000	0	10,000
共催学会大会・共催費	300,000	300,000	0
役員選挙費	379,305	0	379,305
通選信用支費	177,278	0	177,278
大会会場費・運営費	202,027	0	202,027
印刷費・発送費	7,981,642	6,917,963	1,063,679
印刷費・発送費	1,455,693	1,984,288	△ 528,595
印刷費・発送費	605,070	730,622	△ 125,552
行親業務委託費	1,589,984	1,600,000	△ 10,016
代行業務委託費	4,025,700	2,528,872	1,496,828
管理の理件費	305,195	74,181	231,014
人給雑法退職給付福利費	10,667,870	10,778,422	△ 110,552
給雑法退職給付福利費	7,871,525	7,867,557	3,968
給雑法退職給付福利費	5,707,037	5,564,699	142,338
給雑法退職給付福利費	965,220	1,093,115	△ 127,895
給雑法退職給付福利費	859,268	869,743	△ 10,475
給雑法退職給付福利費	340,000	340,000	0
給雑法退職給付福利費	544,420	600,642	△ 56,222
給雑法退職給付福利費	52,610	152,720	△ 100,110
給雑法退職給付福利費	250,881	219,817	31,064
給雑法退職給付福利費	138,044	216,681	△ 78,637
給雑法退職給付福利費	8,000	8,000	0
給雑法退職給付福利費	386,000	401,075	△ 15,075
給雑法退職給付福利費	418,900	369,830	49,070
給雑法退職給付福利費	685,440	660,000	25,440
給雑法退職給付福利費	80,000	72,100	7,900
給雑法退職給付福利費	210,000	210,000	0
給雑法退職給付福利費	22,050	0	22,050
積立金等繰入金	250,000	250,000	0
積立金等繰入金	250,000	250,000	0
経常増減額	37,719,884	38,728,169	△ 1,008,285
当期経常増減額	3,292,178	2,000,713	1,291,465
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計			
本部会計への繰入金	609,425	1,129,776	△ 520,351
経常外費用計	609,425	1,129,776	△ 520,351
当期経常外増減額	△ 609,425	△ 1,129,776	520,351
当期一般正味財産増減額	2,682,753	870,937	1,811,816
一般正味財産期首残高	29,530,191	28,659,254	870,937
一般正味財産期末残高	32,212,944	29,530,191	2,682,753
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	609,425	1,113,776	△ 504,351
特定資産運用益	1,219	1,079	140
本部よりの繰入金	0	16,000	△ 16,000
一般正味財産への振替額	△ 1,050	△ 1,050	0
当期指定正味財産増減額	609,594	1,129,805	△ 520,211
指定正味財産期首残高	7,377,895	6,248,090	1,129,805
指定正味財産期末残高	7,987,489	7,377,895	609,594
III 正味財産期末残高	40,200,433	36,908,086	3,292,347

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 引当金の計上基準
退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。
- (2) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の経理処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特 定 資 産				
退職給付引当資産	5,141,032	340,000	0	5,481,032
特別積立金引当資産	22,499,033	0	0	22,499,033
名簿刊行積立資産	957,164	250,000	0	1,207,164
大会開催引当資産	7,377,895	609,594	0	7,987,489
100周年記念事業引当資産	0	4,609,503	0	4,609,503
小 計	35,975,124	5,809,097	0	41,784,221
合 計	35,975,124	5,809,097	0	41,784,221

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特 定 資 産				
退職給付引当資産	5,481,032	()	()	(5,481,032)
特別積立金引当資産	22,499,033	()	(22,499,033)	()
名簿刊行積立資産	1,207,164	()	()	(1,207,164)
大会開催引当資産	7,987,489	(7,987,489)	()	()
100周年記念事業引当資産	4,609,503	()	(4,609,503)	()
小 計	41,784,221	(7,987,489)	(27,108,536)	(6,688,196)
合 計	41,784,221	(7,987,489)	(27,108,536)	(6,688,196)

4. 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要
確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

- (2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	△ 5,481,032
② 会計基準変更時差異の未処理額	0
③ 退職給付引当金 (①+②)	△ 5,481,032

- (3) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	340,000
② 会計基準変更時差異の費用処理額	0
③ 退職給付費用 (①+②)	340,000

- (4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

財 産 目 録

平成26年2月28日現在

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	3,630,887	
郵便局振替	6,898,790	
郵便局振替(大会)	26,360	
郵便局通常	4,397,434	
みずほ銀行四谷普通	756,309	
みずほ銀行市ヶ谷普通	9,834	
りそな銀行市ヶ谷普通	995,254	
三井住友銀行四谷普通	4,581	
現金預金計	16,719,449	
大会前払金		
100周年記念事業	311,497	
仮払		
125回大会仮払	1,006,140	
未収金		
日林誌・別刷り代他	3,000	
流動資産合計		18,040,086
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
退職給付引当資産		
りそな銀行市谷(定期)	5,481,032	
特別積立金引当資産		
郵便局定額1	5,924,000	
みずほ銀行市谷(定期1-5)	9,933,964	
りそな銀行市谷(定期1-7)	6,641,069	
大会開催引当資産		
東京三菱UFJ銀行市谷(普通)	7,987,489	
名簿刊行積立資産		
みずほ銀行市谷駅前(定期)	1,207,164	
100周年記念事業引当資産		
みずほ銀行四谷普通	700,000	
りそな銀行市ヶ谷普通	3,909,503	
特定資産合計	41,784,221	
(2) その他の固定資産		
その他の固定資産	0	
その他の固定資産合計	0	
固定資産合計		41,784,221
資産合計		59,824,307
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
印刷製本・発送費他	189,580	
前受会費		
平成26年度前受会費	9,747,790	
大会前受金		
平成26年度大会関係	1,935,500	
預り金		
源泉所得税他	56,808	
仮受金		
125回大会仮受他	1,006,000	
流動負債合計		12,935,678
2. 固定負債		
退職給付引当金	5,481,032	
名簿刊行積立金	1,207,164	
固定負債合計		6,688,196
負債合計		19,623,874
III. 正味財産の部		
正味財産		40,200,433

【第3号議案】

定款の改正

定款の一部変更(案)

<定款変更の理由>

林業遺産選定委員会およびプログラム編成委員会、社会連携委員会を常置委員会として設置するため。また、常任理事ではない理事を主事が補佐することを可能とするため。

<定款変更案>

【1】定款第40条(主事)第2項を次のとおり変更する

2 主事は、常任理事を補佐し、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

【2】定款第61条(委員会の設置)第1項第7号を次のとおり追加する

(7) 林業遺産選定委員会

【3】定款第61条(委員会の設置)第1項第8号を次のとおり追加する

(8) プログラム編成委員会

【4】定款第61条(委員会の設置)第1項第9号を次のとおり追加する

(9) 社会連携委員会

「新旧対比表」

新	旧
第5章 役員	第5章 役員
<p>(主事)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 主事は、常任理事を補佐し、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(主事)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 主事は、常任理事を補佐し、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。</p> <p>3 (条文省略)</p>
第10章 委員会	第10章 委員会
<p>(委員会の設置)</p> <p>第61条 理事会は、第4条に定めるこの学会の事業を推進するため、以下の委員会を常置するほか、必要な場合には臨時委員会を設けることができる。</p> <p>(1) 学術大会運営委員会</p> <p>(2) 日本森林学会誌(略称、日林誌)編集委員会</p> <p>(3) Journal of Forest Research(略称、JFR)編集委員会</p> <p>(4) 森林科学編集委員会</p> <p>(5) 企画広報委員会</p> <p>(6) 表彰委員会</p> <p>(7) <u>林業遺産選定委員会</u></p> <p>(8) <u>プログラム編成委員会</u></p> <p>(9) <u>社会連携委員会</u></p> <p>2 (現行通り)</p>	<p>(委員会の設置)</p> <p>第61条 理事会は、第4条に定めるこの学会の事業を推進するため、以下の委員会を常置するほか、必要な場合には臨時委員会を設けることができる。</p> <p>(1) 学術大会運営委員会</p> <p>(2) 日本森林学会誌(略称、日林誌)編集委員会</p> <p>(3) Journal of Forest Research(略称、JFR)編集委員会</p> <p>(4) 森林科学編集委員会</p> <p>(5) 企画広報委員会</p> <p>(6) 表彰委員会</p> <p>2 (条文省略)</p>

補足:本議案は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【第4号議案】

日本森林学会選挙規則の改正

日本森林学会選挙規則の一部変更（案）

<選挙規則変更の理由>

経費および主事、事務局の労力を軽減するため、現在「郵送により投票する」と規定されている代議員選挙の投票方法を、電子投票でも可能となるようにするため。

<選挙規則変更案>

【1】選挙規則第6条(選出時期及び告示)第2項を次のとおり変更する 2 委員会は、代議員選挙の告示を選出時期の1ヶ月前までに郵送 <u>または電磁的方法</u> によって行う。
【2】選挙規則第8条(有権者名簿)第1項を次のとおり変更する 委員会は、それぞれの地区ごとに「有権者名簿」を作成し、選挙の告示に合わせて有権者に送付通知する。
【3】選挙規則第9条(投票)第1項を次のとおり変更する 代議員選挙の投票は、各自の所属する地区内の有権者の中から3名以内連記とし、郵送 <u>または電磁的方法</u> により投票することができる。
【4】選挙規則第10条(投票の無効)第1項第1号を次のとおり変更する (1)投票用紙が学会所定のものでない場合は <u>不正に行われた場合</u> 、その投票の全部
【5】選挙規則第10条(投票の無効)第1項第2号を次のとおり変更する (2)所定の期日までに到着し <u>投票が行われなかった</u> 場合は、その投票の全部
【6】選挙規則第14条(選考方法)第3項を次のとおり変更する 3 投票については郵送 <u>または電磁的方法</u> によるものとし、理事候補については10名以内連記、監事候補については単記により、それぞれ投票することとする。
【7】選挙規則第15条(当選の決定)第4項を次のとおり変更する 4 委員会は、選挙の結果を補欠を含む当選者に郵送 <u>または電磁的方法</u> により伝える。

「新旧対比表」

新	旧
第2章 代議員の選挙 (選出時期及び告示) 第6条 (現行どおり) 2 委員会は、代議員選挙の告示を選出時期の1ヶ月前までに郵送 <u>または電磁的方法</u> によって行う。	第2章 代議員の選挙 (選出時期及び告示) 第6条 (条文省略) 2 委員会は、代議員選挙の告示を選出時期の1ヶ月前までに郵送によって行う。

<p>(有権者名簿) 第8条 委員会は、それぞれの地区ごとに「有権者名簿」を作成し、選挙の告示に合わせて有権者に送付通知する</p>	<p>(有権者名簿) 第8条 委員会は、それぞれの地区ごとに「有権者名簿」を作成し、選挙の告示に合わせて有権者に送付する。</p>
<p>(投票) 第9条 代議員選挙の投票は、各自の所属する地区内の有権者の中から3名以内連記とし、郵送または電磁的方法により投票することができる。</p>	<p>(投票) 第9条 代議員選挙の投票は、各自の所属する地区内の有権者の中から3名以内連記とし、郵送により投票することができる。</p>
<p>(投票の無効) 第10条 次の投票については、その一部または全部を無効とする。 (1)投票用紙が学会所定のものでない場合はが不正に行われた場合、その投票の全部 (2)所定の期日までに到着し投票が行われなかった場合は、その投票の全部 (3)～(5)(現行どおり)</p>	<p>(投票の無効) 第10条 次の投票については、その一部または全部を無効とする。 (1)投票用紙が学会所定のものでない場合は、その投票の全部 (2)所定の期日までに到着しなかった場合は、その投票の全部 (3)～(5)(条文省略)</p>
<p>第3章 役員候補の選考 (選考方法) 第14条 1～2(現行どおり) 3 投票については郵送または電磁的方法によるものとし、理事候補については10名以内連記、監事候補については単記により、それぞれ投票することとする。 4 (現行どおり)</p>	<p>第3章 役員候補の選考 (選考方法) 第14条 1～2(条文省略) 3 投票については郵送によるものとし、理事候補については10名以内連記、監事候補については単記により、それぞれ投票することとする。 4 (条文省略)</p>
<p>(当選の決定) 第15条 1～3(現行どおり) 4 委員会は、選挙の結果を補欠を含む当選者に郵送または電磁的方法により伝える。</p>	<p>(当選の決定) 第15条 1～3(条文省略) 4 委員会は、選挙の結果を補欠を含む当選者に郵送により伝える。</p>
<p>附 則 1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。 2. この規則は、平成26年3月26日から施行する。</p>	<p>附 則 1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。</p>

補足:本議案は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【第5号議案】

日本森林学会表彰規則の改正

日本森林学会表彰規則の一部変更（案）

<表彰規則変更の理由>

学生ポスター賞の決定を理事会がポスター賞選考委員会に委任することを明確化するため、また現在「選考の当年を含まない過去5か年以内に発表された論文または著書のうち一つ」とされている日本森林学会賞の表彰対象を、一連の研究業績も対象となるように変更するため、定時総会と別日程で授賞式と受賞者講演が行われている現状に合わせ、定時総会で行うとされている表彰を学術大会期間中に行うとするため、さらに定款の条項の引用の誤り（第11条）を修正するため。

<表彰規則変更案>

【1】表彰規則第3条(日本森林学会賞)第2項を次のとおり変更する

2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去5か年以内に発表された一つ又は一連の論文または著書等のうち一つとする。

【2】表彰規則第11条(表彰委員会)第1項を次のとおり変更する

定款第61条第56号で定める表彰委員会の委員長は、表彰担当理事とし、委員は全ての代議員とする。

【3】表彰規則第13条(決定)第1項を次のとおり変更する

理事会は、表彰委員長からの報告に基づき、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞及び、~~日林誌論文賞及び学生ポスター賞~~を決定する。また理事会は、日本森林学会功績賞並びに日本農学賞の本学会推薦業績の決定を行う。

【4】表彰規則第13条(決定)第2項を次のとおり追加する

2 理事会は、学生ポスター賞の決定を学生ポスター賞選考委員会に委任する。表彰委員長はその決定を理事会に報告する。

【5】表彰規則第14条(表彰)第1項を次のとおり変更する

表彰は、学生ポスター賞を除き、毎年、原則として定時総会で学術大会開催期間中に行う。

「新旧対比表」

新	旧
<p>(日本森林学会賞) 第3条 (現行どおり) 2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去 5 か年以内に発表された<u>一つ又は一連の論文または著書等とする</u></p>	<p>(日本森林学会賞) 第3条 (条文省略) 2 前項の授賞の対象となる業績は、選考の当年を含まない過去 5 か年以内に発表された論文または著書等のうち一つとする。</p>
<p>(表彰委員会) 第11条 定款第61条第6号で定める表彰委員会の委員長は、表彰担当理事とし、委員は全ての代議員とする。</p>	<p>(表彰委員会) 第11条 定款第61条第5号で定める表彰委員会の委員長は、表彰担当理事とし、委員は全ての代議員とする。</p>
<p>(決定) 第13条 理事会は、表彰委員長からの報告に基づき、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞及び、日林誌論文賞及び学生ポスター賞を決定する。また理事会は、日本森林学会功績賞並びに日本農学賞の本学会推薦業績の決定を行う。 2 <u>理事会は、学生ポスター賞の決定を学生ポスター賞選考委員会に委任する。表彰委員長はその決定を理事会に報告する。</u></p>	<p>(決定) 第13条 理事会は、表彰委員長からの報告に基づき、日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、JFR 論文賞、日林誌論文賞及び学生ポスター賞を決定する。また理事会は、日本森林学会功績賞並びに日本農学賞の本学会推薦業績の決定を行う。</p>
<p>(表彰) 第14条 表彰は、学生ポスター賞を除き、毎年、原則として<u>定時総会で学術大会開催期間中に行う。</u></p>	<p>(表彰) 第14条 表彰は、学生ポスター賞を除き、毎年、原則として定時総会で行う。</p>
<p>附 則 1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。 2. <u>この規則は、平成26年3月26日から施行する。</u></p>	<p>附 則 1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。</p>

補足:本議案は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【第6号議案】

新役員の選任

定款第32条2項に基づき、以下の候補者ごとの信任投票を行う。
(任期:平成26年定時総会終結時～平成28年定時総会終結時)

理事候補：

伊藤哲	大河内勇	太田祐子	黒田慶子	佐藤宣子
柴田銃江	竹中千里	田中浩	中村太士	正木隆
阿部恭久	石田清	石塚和裕	小島克己	戸田浩人
福田健二	船田良	松本光朗	丸谷知己	

理事補欠候補：

井出雄二

監事候補：

井出雄二 高橋正通

監事補欠候補：

白石則彦

補足:本議案は、2014年3月26日、第448回理事会にて承認された。


【報告事項1：2013年度監事監査報告】


監査報告書

一般社団法人日本森林学会
代表理事 井出雄二殿

一般社団法人日本森林学会の定款第34条の規定に基づき、
当法人の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの事業報告および
貸借対照表、正味財産増減計算書の監査を行った結果、何れも適法かつ正確であることを
認めます。

平成26年3月12日

監事 白石 則彦 

監事 篠原 健司 

【報告事項2：2014年度事業計画報告】

一般社団法人日本森林学会 2014(平成26)年度事業計画

- (1)「日本森林学会誌」の発行:2014年4月,6月,8月,10月,12月および2015年2月の年6回発行するとともに,科学技術振興機構のJ-STAGEで公開する。また,第97巻の表紙写真を公募・選定する。
- (2)「Journal of Forest Research」の発行:2014年4月,6月,8月,10月,12月および2015年2月の6回発行する。
- (3)「森林科学」の発行:2014年6月,10月および2015年2月の年3回発行する。
- (4)「日本森林学会メールマガジン」の発行:第44号(2014年3月)～第55号(2015年2月)を発行する。
- (5)ウェブサイトの更新:出版物・表彰等の情報を随時掲載する。
- (6)第125回日本森林学会大会の開催:2014年3月26～30日に埼玉県さいたま市(大宮ソニックシティ)において第125回日本森林学会大会を開催し,「第125回日本森林学会学術講演集」を発行する。
- (7)第126回日本森林学会大会の開催準備:第126回日本森林学会大会(2015年3月26～29日:北海道大学)の開催を準備する。また,ウェブ登録システムによる大会参加・発表申込み等の受付をウェブサイト上で行う。
- (8)第127回日本森林学会大会の開催準備:日本大学に所属する会員の中から大会運営委員長を委嘱し,大会運営委員会を設置する。
- (9)第128回日本森林学会大会の開催準備:九州森林学会に共催および大会担当機関の推薦を依頼する。
- (10)日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への推薦:日本森林学会賞,日本森林学会奨励賞,日本森林学会学生奨励賞,日本森林学会功績賞,Journal of Forest Research 論文賞,日本森林学会誌論文賞,第125回日本森林学会大会学生ポスター賞の選考,および日本農学賞,日本農学進歩賞等への推薦を行う。
- (11)学会活動の活性化:会員拡大,ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動,および連携学会・他学会・外部機関との連携強化を通じて,学会活動の活性化に努める。
- (12)社会への広報活動:第125回日本森林学会大会における100周年記念国際シンポジウムの記録をウェブサイト等で公開する。
- (13)男女共同参画の取り組み:男女共同参画学協会連絡会の活動に参加して情報収集するとともに,学会のウェブサイトやメールマガジン等を通して情報提供に努める。第126回日本森林学会大会における男女共同参画関連の企画を行う。
- (14)JABEE(日本技術者教育認定機構)への協力:JAFEE(森林・自然環境技術者教育会)の基幹的な学会として,JABEE や JAFEE の活動・運営に協力するとともに,関連学協会との連携を図ることにより,森林分野の技術者教育の向上を進める。CPD(技術者継続教育)事業の推進に協力する。引き続き森林・林業技術者教育の動向について発信するとともに JABEE の普及に努める。
- (15)他学会との連携:各連携学会(北方森林学会,東北森林科学会,関東森林学会,中部森林学会,応用森林学会,九州森林学会)大会を共催し,役員の派遣を通じた交流を行う。「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に基づき,日本木材学会と交流する。また,日本木材学会・土木学会とともに「木材の利用拡大に関する横断的研究会」を運営する。日本農学会の運営に協力する。
- (16)学術シンポジウム等の開催・広報:他学会・外部機関との交流を含め活動する。第126回日本森林学会大会での公開シンポジウムの準備を進める。
- (17)国際学術交流の推進:東アジアをはじめとする諸外国との国際的学術交流を進める。
- (18)日本学術会議等への協力・連携:日本学術会議および森林・木材・環境アカデミーの活動に協力する。
- (19)各種補助金の申請:科学研究費補助金研究成果公開促進費の「国際情報発信強化(B)」および「研究成果公开发表(B)」に応募申請する。

- (20)他機関等からの賞、奨励金等の候補の推薦:ウェブサイト等により公募し、候補者を推薦する。
- (21)学会運営の改善:財政の健全化への取組を継続し、電子メールを活用し、会議費や通信費を節約する。また、林業遺産選定委員会およびプログラム編成委員会、社会連携委員会の設置による新たな関連業務の分担を開始する。
- (22)100周年記念事業:以下の100周年記念事業を実施する。1)2014年3月27日に一般社団法人日本森林学会・公益社団法人国土緑化推進機構主催 日本森林学会100周年事業・国際森林デー記念 国際公開シンポジウム「森林と人類の未来」を行う。2)同28日に記念式典を第125回大会会場で行い、農林水産大臣、埼玉県知事等の来賓挨拶、表彰を行う。3)同28日に、男女共同参画関連企画100周年記念特別セッションを行う。4)『教養としての森林学』を記念出版する。5)記念式典において林業遺産の認定証の交付を行う。6)記念品としてオリジナル絵はがき等を作成する。7)125回大会会場で100周年記念展示を行う。8)特設のウェブサイトを設け、広報、申込み受付、バナー広告などを実施する。9)協賛企業、賛同企業を募る。
- (23)林業遺産の選定:2014年度的林業遺産候補の推薦公募を行い、審議・選定活動を行う。
- (24)中等教育との連携:第125回日本森林学会大会において高校生のポスター発表を実施し、良かった点や課題等を整理する。第126回大会における高校生ポスター発表の実現に向けて活動する。行動計画に基づき、他の連携の可能性を議論し、計画する。
- (25)名簿の発行:2014年度版名簿を発行する。
- (26)一般社団法人としての対応:理事の交代に伴い、理事を修正登記する。

【報告事項3：2014年度予算報告】

2014年度 予算(案)

2014年3月1日から2015年2月28日まで

科 目	日本森林学会 2013年度予算 (2013.3~2014.2)	2013年度決算 (2013.3~2014.2)	2014年度予算 (2014.3~ 2015.2)	備考
I 事業活動				
1. 事業				
基本	0	0	0	
会費	23,943,150	24,714,500	24,158,600	※1
印	5,680,000	6,867,250	6,740,000	※2
大	5,210,000	6,265,250	6,270,000	※2
100	470,000	602,000	470,000	※2
印	8,308,000	8,592,117	9,555,500	※2
補			7,021,000	※2
寄			234,000	※2
雑			0	※2
事			0	※2
業			0	※2
活			0	※2
動			0	※2
支			0	※2
出			0	※2
計	38,551,150	41,012,231	48,129,100	
2. 事業				
支	21,221,000	18,820,372	23,071,000	
出	20,220,000	17,891,324	20,650,000	
計	0	0	1,800,000	※2
支	15,000	0	15,000	※2
出	230,000	200,904	230,000	※2
計	6,000	0	6,000	※2
支	50,000	38,839	70,000	※2
出	300,000	310,000	300,000	※2
計	400,000	379,305	0	※2
支	8,308,000	7,981,642	9,555,500	※2
出			130,000	※2
計	0	0	10,773,450	※2
支	10,790,000	10,327,870	11,622,156	※2
出	7,500,000	7,531,525	7,682,156	※2
計	0	0	0	※2
支	600,000	544,420	540,000	※2
出	150,000	52,610	50,000	※2
計	220,000	250,881	250,000	※2
支	200,000	138,044	200,000	※2
出	10,000	8,000	10,000	※2
計	400,000	386,000	390,000	※2
支	600,000	418,900	600,000	※2
出	660,000	685,440	900,000	※2
計	100,000	80,000	650,000	※2
支	300,000	210,000	300,000	※2
出	50,000	22,050	50,000	※2
計	40,319,000	37,129,884	55,152,106	
支	Δ 1,767,850	3,882,347	Δ 7,023,006	
II 投資				
1. 投資				
支	0	0	5,552,450	
出	0	0	0	
計	0	0	0	
支	0	0	1,800,000	※2
出	0	0	3,752,450	※2
計	0	0	0	※2
支	0	0	5,552,450	※2
出				
計	590,000	5,809,097	590,000	
支	340,000	340,000	340,000	
出	0	0	0	
計	250,000	250,000	250,000	
支	0	4,609,503	0	
出	0	609,594	0	
計	590,000	5,809,097	590,000	
支	Δ 590,000	Δ 5,809,097	4,962,450	
III 財務				
1. 財務				
支	0	0	0	
出				
計	0	0	0	
支	0	0	0	
出	0	0	0	
計	0	0	0	
IV 予備				
支	0	0	0	
出				
計	0	0	0	
当期	Δ 2,357,850	Δ 1,926,750	Δ 2,060,556	
繰越	7,031,158	7,031,158	5,104,408	
前期	-	5,104,408	-	
繰越				

備考 ※1：会費収入予算については、種別ごとの会費と会員数との積に、個人会員の納入比率を0.9と仮定して算出。
 ※2：2013年度（2013/3/1～2014/2/28）の実績に合わせて増減した。
 ※3：他に科研費に350万で申請中。
 ※4：新たな値上がり分（73,440円/月）および消費税増税分を考慮
 ※5：2013年度を参考に100,000円計上のほか、消費税義務によって生じる納税分を簡易税で申告予定

【報告事項4：内規の改正と制定】

日本森林学会理事会内規の改正について

<改正内容>

常任理事ではない理事を主事が補佐することを可能とするための定款の改正にともない、理事会内規を改正した。また、第14条の見出し「(木材学会連携担当理事)」の追加を行った。

「新旧対比表」

新	旧
<u>(木材学会連携担当理事)</u> 第14条（現行どおり）	第14条（条文省略）
(主事の配置) 第18条 定款第40条に定める主事は、 <u>原則として</u> 第2条から第11条の常任理事に配置することができる。 2～3（現行どおり）	(主事の配置) 第18条 定款第40条に定める主事は、第2条から第11条の常任理事に配置することができる。 2～3（条文省略）
附 則 1. この内規は、平成23年6月15日から施行する。 <u>1. この内規は、平成26年3月26日から施行する。</u>	附 則 1. この内規は、平成23年6月15日から施行する。

補足:本変更は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【報告事項4：内規の改正と制定】

日本森林学会表彰規則運用内規の改正について

<改正内容>

日本森林学会表彰規則に合わせ、「学生ポスター賞」に表記を統一した。また、候補業績の推薦にあたっての提出文書を明確化した。

「新旧対比表」

新	旧
<p>(略称)</p> <p>2. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、Journal of Forest Research 論文賞、日本森林学会誌論文賞及び日本森林学会学生ポスター賞をそれぞれ、学会賞、奨励賞、功績賞、学生奨励賞、JFR 論文賞、日林誌論文賞及び<u>学生</u>ポスター賞と略称することができる。</p>	<p>(略称)</p> <p>2. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、Journal of Forest Research 論文賞、日本森林学会誌論文賞及び日本森林学会ポスター賞をそれぞれ、学会賞、奨励賞、功績賞、学生奨励賞、JFR 論文賞、日林誌論文賞及びポスター賞と略称することができる。</p>
<p>(授与件数)</p> <p>3. 各賞の毎年の授与件数は次の通りとする。 1)～6) (現行どおり) 7) <u>学生ポスター賞</u>の授与件数は、内規で別に定める。</p>	<p>(授与件数)</p> <p>3. 各賞の毎年の授与件数は次の通りとする。 1)～6) (条文省略) 7) ポスター賞の授与件数は、内規で別に定める。</p>
<p>(選考手続き)</p> <p>4. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞及び日本農学賞候補業績の選考は次のとおり行う。 1) 各賞の推薦にあたっては、次の事項を記した文書を提出させるものとする。 (1) 候補者の候補業績概要(A4判1枚表裏) a. 表彰区分(日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、または日本農学賞候補) b. 候補業績の著者の氏名、生年月日、所属、<u>連絡先</u> c. 候補業績の題名名称(日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞についてはdの題名と同一) d. 候補業績の発表年月日及び発表媒体(雑誌名等)、<u>著者名、題名(功績賞については不要)</u> e. 候補業績の概要(2,000字以内、共著の場合は共著者名及び分担内容等の記載) (2)～(3) (現行どおり) (4) 候補業績が著書の場合、著書内容を抜粋又は要約した書類(A4版10頁以内) (5) 日本森林学会学生奨励賞においては、候補業績投稿時に学生であることを証明する書類</p>	<p>(選考手続き)</p> <p>4. 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞及び日本農学賞候補業績の選考は次のとおり行う。 1) 各賞の推薦にあたっては、次の事項を記した文書を提出させるものとする。 (1) 候補者の候補業績概要(A4判1枚表裏) a. 表彰区分(日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会功績賞、日本森林学会学生奨励賞、または日本農学賞候補) b. 候補業績の著者の氏名、生年月日、所属 c. 候補業績の題名 d. 候補業績の発表年月日及び発表媒体(雑誌名等) e. 候補業績の概要(2,000字以内、共著の場合は共著者名及び分担内容等の記載) (2)～(3) (条文省略) 2)～4) (条文省略)</p>
<p>2011年6月15日改定 2014年3月26日改定</p>	<p>2011年6月15日改定</p>

補足:本変更は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【報告事項4：内規の改正と制定】

日本森林学会学生ポスター賞授与内規の改正について

<改正内容>

日本森林学会表彰規則に合わせ、「学生ポスター賞」に表記を統一した。また、プログラム編成委員長と表彰担当主事を副選考委員長に加えた。学生ポスター賞の決定を理事会がポスター賞選考委員会に委任することを明確化した。

「新旧対比表」

新	旧
<p>(選考委員会)</p> <p>3. <u>学生</u>ポスター賞選考委員会（以下、「委員会」という。）は、選考委員長、副選考委員長及び選考委員で組織し、選考委員長に表彰担当理事、副選考委員長に大会担当理事及び<u>プログラム編成委員長、表彰担当主事をあてとし、選考委員は理事会が学会理事、代議員又は会員から選出する。委員会における審議等は、メールを活用する。</u></p>	<p>(選考委員会)</p> <p>3. ポスター賞選考委員会（以下、「委員会」という。）は、選考委員長、副選考委員長及び選考委員で組織し、選考委員長に表彰担当理事、副選考委員長に大会担当理事とし、選考委員は理事会が学会理事、代議員又は会員から選出する。委員会における審議等は、メールを活用する。</p>
<p>(審査委員)</p> <p>6. 委員会は、グループごとに担当する選考委員を決める。選考委員は、大会に参加する会員の中から、各人の専門性を考慮して適切な審査委員を推薦し、委員会で決定するとともに、委員長が委嘱を行う。選考委員は審査委員が審査対象とするポスターの決定を行うが、非公開とする。審査委員 1人あたりの件数を概ね <u>106~1512</u>件とし、同一のポスターに少なくとも 3名の審査委員が審査を行うものとする。</p>	<p>(審査委員)</p> <p>6. 委員会は、グループごとに担当する選考委員を決める。選考委員は、大会に参加する会員の中から、各人の専門性を考慮して適切な審査委員を推薦し、委員会で決定するとともに、委員長が委嘱を行う。選考委員は審査委員が審査対象とするポスターの決定を行うが、非公開とする。審査委員 1人あたりの件数を概ね 10~15件とし、同一のポスターに少なくとも 3名の審査委員が審査を行うものとする。</p>
<p>(授賞ポスターの選考)</p> <p>10. 選考委員は、審査委員全員の採点結果とグループ全体の総合的評価に基づき、各グループの授賞割り当て件数に応じて、得点順に上位のものから授賞候補を委員会に推薦する。</p>	<p>(授賞ポスターの選考)</p> <p>10. 選考委員は、審査委員全員の採点結果とグループ全体の総合的評価に基づき、各グループの授賞割り当て件数に応じて、得点順に上位のものから授賞候補を委員会に推薦する。</p>
<p>11. 委員会は、選考委員の推薦に基づき、<u>受賞ポスターを選考し、決定する。</u>選考結果は、学会ウェブサイトあるいは大会期間中の会場等を利用して公表することができる。</p>	<p>11. 委員会は、選考委員の推薦に基づき、<u>受賞ポスターを選考する。</u>選考結果は、学会ウェブサイトあるいは大会期間中の会場等を利用して公表することができる。</p>

14. 理事会は、速やかに受賞ポスターを決定し、 <u>の表彰を行うとともに、本人に通知する。</u>	14. 理事会は、速やかに受賞ポスターを決定し、表彰を行うとともに、本人に通知する。
2011年 5月 11日制定 2011年 6月 15日改定 2012年 10月 16日改定 <u>2014年 3月 26日改定</u>	2011年 5月 11日制定 2011年 6月 15日改定 2012年 10月 16日改定

補足:本変更は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【報告事項 4：内規の改正と制定】

日本森林学会林業遺産選定内規の制定について

< 制定理由 >

100 周年記念事業として制度化した林業遺産選定事業を長期にわたり継続させるため。

日本森林学会林業遺産選定内規

(制定の目的)

第 1 条 本内規は、日本森林学会定款第 4 条、第 41 条、及び第 61 条に基づき、林業遺産の選定について定める。

(事業目的)

第 2 条 林業遺産選定事業とは、日本各地における特徴的な森林利用・林業発展の歴史を示す対象を林業遺産として認定し、将来にわたって記憶・記録されるよう、対象の保護・管理・認知・普及を支援するものである。

(対象)

第 3 条 林業遺産の認定対象は、原則として次の分類に基づくものとする。但し、これらの分類に当てはまらないものでも、第 2 条の事業目的に照らして、特段に重要性が認められるものは認定の対象とみなす。

- (1) 林業景観(用材林、防災林、薪炭林、特用林産物生産林等の森林の利用に関する景観)
- (2) 林業発祥地(有名・独特な施業体系をもつ林業の発祥地)
- (3) 林業記念地(記念植樹、旧係争地等の森林利用に関するメルクマールの意味を持つ土地)
- (4) 林業跡地(施業跡地、土場・炭焼き等の利用跡地)
- (5) 搬出関連(森林軌道、林道、筏場、木馬道等。現存・跡地を含む)
- (6) 建造物(林業発展の歴史を示す建造物。現存・跡地を含む)
- (7) 技術体系(林産物加工技術、施業計画等)
- (8) 道具類(地域の林業発展を特徴づけるまとまった道具類)
- (9) 資料群(林業関連のまとまった古文書、近代資料、写真、映像等)

(公募推薦)

第 4 条 林業遺産の認定は各年度を単位として、「林業遺産公募候補推薦調書」(以下、推薦調書)の提出による公募推薦に基づくものとする。

2. 推薦者は日本森林学会会員(正会員、名誉会員、賛助会員、機関会員、準会員を含む)に限定する。
3. 公募は随時行い、郵送またはメールによる推薦調書の学会事務局への提出をもって候補推薦(応募)とみなす。
4. 各年度の公募締切は 12 月末日とし、それまでの推薦候補を同年度の認定対象とする。

(推薦条件)

第 5 条 対象の推薦にあたっては、公的機関や学協会による文化財などの指定を受けていないものを奨励する。但し、既に上記の指定を受けたものでも、第 2 条の事業目的に照らして、特段に重要性が認められる場合は推薦・選定の対象とする。

2. 特定の土地・施設・技術・文物にかかる対象については、その所有者・管理者より同意を得ていることを推薦の条件とする。
3. 景観・発祥地等の広域にかかる対象については、所有者・管理者が特定できる場合はその同意、特定できない場合は自治会・自治体・管理団体等の同意を推薦の条件とする。

(地区推薦委員)

第 6 条 林業遺産の候補推薦を促進する目的から、日本森林学会選挙規則第 5 条に定める代議員選挙区 6 地区(北海道、東北、関東、中部、関西、九州)において、それぞれ地区に所在する学会員 1 名を林業遺産地区推薦委員として指定する。

2. 地区推薦委員の任期は2年とし、各地区代議員の推薦に基づき会長が指名する。
3. 地区推薦委員は、所属地区内における林業遺産候補の推薦を積極的に行うとともに、所有者・管理者及び他の学会員等からの要望に応じて、推薦を代行する。

(選定および選定委員会)

第7条 各年度の林業遺産の選定は、林業遺産選定委員会(以下、選定委員会)が、審査及び理事会の承認に基づいて行う。

2. 12月末の公募締切後、1～2月にかけて林業遺産選定委員会を開催し、推薦候補に対する審査を行い、同年度の林業遺産を選定する。
3. 選定委員会は、選定結果を理事会に報告し、承認を得る。

第8条 選定委員会は、学会員の委員5～10名で構成し、委員長、事務局委員を各1名設置する。

1. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
2. 委員は、理事の推薦に基づいて委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。
3. 事務局委員は、随時、窓口として林業遺産に関する問い合わせ等に対応すると共に、学会事務局と連携して推薦状況を把握し、各候補の推薦調書及び参考資料を、適時に各委員に送付して共有に努める。

第9条 選定に際しては、推薦調書に基づく審査を原則とし、必要に応じて委員による現地視察、所有者・管理者への問い合わせ等の確認作業を行う。

2. 選定委員会は、必要に応じて推薦者に追加の資料を要求することができる。また、それに伴い継続審査が必要な場合は、次年度に審査を繰り越すことができる。

第10条 選定委員会の審査に基づき選定される林業遺産は、各年度5件を原則的な上限とする。優良な推薦候補が多い場合は、次年度に選定を繰り越すことができる。

(公表)

第11条 選定された各年度の林業遺産は、原則として同年度の学術大会時に会長が発表する。

第12条 発表後、学会として所有者・管理者(団体)に、選定理由を明記した認定証を贈呈すると共に、学会ウェブサイト等で公表し、対象の保護・管理・認知・普及を支援する。

2. 認定証の準備・送付は、選定委員会が行う。

(解除)

第13条 選定委員会は、次の事項が認められた場合、審議検討を行い、理事会の承認を得た上で、選定された林業遺産を解除することができる。

(1) 認定証を交付した所有者・管理者等からの解除の要望があった場合

(2) 選定(推薦)理由に関する虚偽・誤認等が認められた場合

(3) 選定(推薦)理由・意義を著しく喪失したとみなされた場合

(内規の変更)

第14条 この内規を変更する場合は理事会に諮って定める。

2014年3月26日制定

補足:本内規の制定は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【報告事項4：内規の改正と制定】

日本森林学会プログラム編成委員会内規の制定について

<制定理由>

常置委員会として設置されたプログラム編成委員会の業務を明らかにするため。

日本森林学会プログラム編成委員会内規

(任務)

1. プログラム編成委員会(以下、委員会という。)は、学術大会運営規則第8条第2項に定める大会運営委員会の権限を分担するものとし、同規則第7条で定める業務のうち、発表プログラムの編成、日本森林学会学術講演集の刊行等の、学術大会の運営に係る一部の業務を、大会運営委員会との連携、協力の下に行う。

(委員会の構成)

2. 委員会に委員長1名、委員若干名を置く。
3. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
4. 委員は、委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。

(部門委員会)

5. 委員会の下に、林政、風致、経営、造林、遺伝・育種、生理、生態、立地、防災、利用、動物、樹病、特用林産の13の部門について、それぞれ部門委員会を設ける。
6. 部門委員会は、担当する部門について委員会の任務を分担する。
7. 部門委員会の委員長は、委員会委員とする。
8. 部門委員会の委員は、それぞれの部門委員会委員長が指名する。

(開催)

9. 委員会及び部門委員会の開催は、それぞれ委員長が行い、審議に当たってはメールの活用を図る。

(改定)

10. この内規の改定は、委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2014年3月26日制定

補足:本内規の制定は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。

【報告事項4：内規の改正と制定】

日本森林学会社会連携委員会内規の制定について

<制定理由>

常置委員会として設置された社会連携委員会の業務を明らかにするため。

日本森林学会社会連携委員会内規

(任務)

1. 社会連携委員会(以下、委員会という。)は、森林学の成果を広く社会と共有し、社会が抱える様々な課題の解決に向けた取組を支援するための本学会の窓口となる。

(委員会の構成)

2. 委員会に委員長1名、委員若干名を置く。
3. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
4. 委員は、委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。
5. 関連学会あるいはプログラム編成委員会の各部門委員会の協力を得て、森林学の様々な専門分野を網羅するように委員を選任する。

(開催)

6. 委員会の開催は委員長が行い、審議に当たってはメールの活用を図る。

(改定)

7. この内規の改定は、委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2014年3月26日制定

補足:本内規の制定は、2014年2月14日、第447回理事会にて承認された。